

西南学院大学における公正な研究活動の推進及び公的研究費の適正な運営・管理に関する基本方針

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、本学における研究活動の不正防止に向けた取組みを推進する観点から、以下のとおり基本事項を、定めるものとする。

1. 機関内の責任体系の明確化

本学における公的研究費の適正な運営・管理のため、最高管理責任者・統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者を定め、それぞれの役割を明確にする。

最高管理責任者・・・最高管理責任者は学長とし、本学における公正な研究活動の推進及び公的研究費の適正な運営・管理について最終責任を負うものとする。

学長は不正防止対策の基本方針を策定し、本学における公的研究費の運営・管理状況を監督するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理を行えるよう適切にリーダーシップを発揮する。

統括管理責任者・・・統括管理責任者は大学事務長とし、最高管理責任者を補佐し、補助金及び助成金の運営及び管理について全体を統括する責任を負う。

最高管理責任者の策定した基本方針に基づいた不正防止計画を策定し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者へ報告する。

コンプライアンス推進責任者・・・コンプライアンス推進責任者は以下のとおりとする。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者との確認ののち、コンプライアンス教育を実施し、実施状況を管理・監督する。また公的研究費の管理・執行等についてモニタリングを実施し、状況に応じて改善を指示する。

- (1) 学部教育に関しては、教務部長
- (2) 研究に関しては、以下の者とする。
 - ①個人研究費に関しては、学術研究所長
 - ②科学研究費等の公的研究費に関しては、教育・研究推進機構長
- (3) 大学院に関しては、大学院学務部長
- (4) 大学院法務研究科に関しては、大学院法務研究科長

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

毎年の説明会・コンプライアンス教育を通じて全構成員に対するルールの周知に取り組む。研究活動に関する規程等に従い、公的研究費の適正な運営・管理に努める。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

研究活動の不正防止計画の推進は教育・研究推進課が担い、不正防止計画の進捗状況を確認する。ま

た、内部監査室による内部監査に基づき、不正を発生させる要因の把握に努める。内部監査の実施結果を不正防止計画に反映させることに努め、不正を未然に防ぐ体制づくりを推進する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画に沿った適正な予算執行に取り組む。学内説明会等による明確なルールの周知、業者との癒着の発生を防止するため、実効性のある第三者によるチェックができる仕組みづくりを行う。不正な取引に関与した業者に対し、取引停止等の処分方針を定める。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費の使用に関するルール等について、機関内外からの相談に対応するための窓口を設置し、窓口に寄せられた情報を適切に学内に伝達する体制づくりに取り組む。

また不正に関する調査手続きを規程に定め、通報者の保護や関係者の守秘義務を徹底する。

6. モニタリングの在り方

不正発生の可能性を最小化するため、本学全体の広範な観点からモニタリングを行い、不正防止計画の実施状況を検証する。

コンプライアンス推進責任者は、以下のモニタリングを実施する。

- 1) 旅費の執行状況のヒアリング等による確認。
- 2) 非常勤雇用者の一部に対するヒアリングを通じた臨時業務実施状況の確認。
- 3) 納品後の物品等の現物確認。
- 4) 取引業者の帳簿との突合。
- 5) その他内部監査室からの指摘により必要と認められる事項の確認。

内部監査室は以下の内部監査を実施する。

- 1) 財務情報に対する確認。
- 2) 公的研究費の管理体制の不備の検証。
- 3) モニタリングの実施状況。
- 4) 不正発生のリスクに対する検証。
- 5) その他、理事長からの指示による確認。

監査の質を一定に保つため、監査手順を示したマニュアルを作成すると共に、監査手順の随時見直しを図ることにより、不正発生を未然に防ぐ効果的かつ効率的な監査を実施できるように努める。

モニタリング及び内部監査の結果については、次年度のコンプライアンス教育に反映し、類似した不正事例の発生を防止する。

監事及び会計監査人と内部監査室がそれぞれの視点から、本学における不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的、効果的かつ多角的な監査を実施できるようにする。